

# 茅ヶ崎市立学校における部活動の活動方針

## 1 本方針策定の趣旨等

部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との望ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、大きな教育的意義を有するものとして、各学校の実情に応じて運営されている。

また、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、生徒のスポーツや文化等への親しみを深めるとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとして、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツ、文化等の振興にも大きく寄与してきた。

しかしながら、社会や経済の変化に伴い、子どもたちを取り巻く教育環境も大きく変化してきており、部活動においても、行き過ぎた活動による学習への影響、地域行事等への参加のしづらさ、スポーツ障害への懸念、教員の超過勤務などの課題が指摘されるなど、様々な観点から部活動の在り方の見直しが求められている。

こうしたことから、平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会等に対して適正な部活動の実施を求めた。その後、神奈川県教育委員会が「部活動の在り方に関する方針」を策定したことを受け、茅ヶ崎市教育委員会は、生徒の健康・安全面等への配慮や、教職員の長時間労働をはじめとした働き方の見直しの観点から、試行期間（平成31年4月1日～令和2年3月31日）を経て、部活動の活動時間及び休養日の設定や、適切な部活動の在り方の推進に取り組んでいる。

国のガイドライン及び県の方針の趣旨を踏まえ、学校や地域の実情に応じた運営上の工夫を図り、各学校における部活動の持続可能な運営体制を構築する中で、本市の生徒の生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ態度を育むとともに、生徒のバランスの取れた健全な成長と教職員のワークライフバランスの実現を図るため、「茅ヶ崎市立学校における部活動の活動方針（以下「本方針」）」を策定する。

## 2 各学校の活動方針について

### (1) 活動方針及び活動計画

校長は、本方針に則り、自校の「部活動に係る活動方針」を策定し、職員会議等で共通理解を図ることとする。また、活動方針並びに年間計画等について、保護者会や学校のホームページ等により家庭や地域への周知・理解を図るとともに、年度末には、活動の結果を踏まえて、次年度の取組に向けて改善を図っていくものとする。

また、各部活動顧問は、生徒や自身の負担が過度とならないよう考慮し、参加する大会や地域の行事、催し等を精査しながら、自校の方針に則った指導目標、年間活動計画並びに毎月の活動計画等を作成し、校長に提出する。

### (2) 基本的な考え方

①部活動は、生徒が普段の授業で体験し、興味・関心をもった知識や技能について深く追求するとともに、授業で身に付けた技能等を発展・充実させることができる場であり、部活動での成果を普段の授業で活かし、他の生徒に広めていくこともできる。よって、

生徒が様々な学びの場において、自らが意欲をもって活動に取り組むことができるよう、一人一人に対する個別指導や集団における雰囲気づくり等を心がけ、個々の生徒の良いところを積極的に見つけ、伸ばしていく肯定的な指導が望まれる。

- ②目標とする大会やコンクール等で、力を発揮させるための時期を「ハイシーズン」として、活動時間を確保する場合があるが、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保するなどして、生徒の疲労の蓄積を解消し、部活動に対する意欲の維持・向上を図ることが大切である。

### (3) 体制

- ①校長は、学校教育目標を踏まえ、生徒数及び教職員数、地域の実情等を考慮しながら、自校の部活動を設置する。
- ②部活動顧問会議や部活動担当教員を設けたりするなど、指導体制の組織化を図るとともに、生徒の心身の豊かで健やかな育成という部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の多様なニーズに応えるとともに、一人一人が自己実現できるよう努める。
- ③部活動は担当顧問の方針のみでなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制のもと、地域や保護者と共通理解を図りながら運営していく。
- ④中学校体育連盟主催の大会等については、少子化等の影響に伴う部員数の減少により、自校の生徒だけでは大会等に参加できない場合には、合同部活動の体制を図ったりするとともに、教職員の長時間労働解消のために、参加大会の精選を図ったりするなどの工夫を行う。

### (4) 経費

部活動の経費については、必要かつ最小限にとどめるよう運営の工夫に努めるとともに、会計報告を適切に行う。また、経費の徴収や執行の計画については、あらかじめ保護者に説明し、理解が得られるよう配慮する。

## 3 顧問等について

顧問は原則、複数の教職員をもって充てる。顧問は「部活動に係る活動方針」の趣旨を踏まえ、自校の学校教育目標が具現化されるよう、校長の責任のもと、全教職員と連携協力し、生徒の指導にあたる。

また、部活動指導協力者を学校に配置し、効果的に活用する。部活動指導協力者の任用にあたっては、その指導が生徒に与える影響が大きいことを鑑み、学校教育活動の一環である部活動の位置付け、生徒の発達段階に応じた効果的な指導、生徒の人格を尊重した丁寧な関わり方等に関する研修を定期的に行う。

## 4 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進について

### (1) 適切な休養日等の設定について

成長期にある生徒のスポーツ障害や燃え尽き症候群を予防するとともに、学習、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、部活動を行うにあたっては、適切な休養日を確保することが必要である。また、休養日の設定は、次のとおりとする。

○週あたり平日1日以上、週休日及び祝日のうち、1日以上の完全休養日を設ける。

- (1) 各部活動の大会やコンクール等の時期により、休養日を取ることが難しい場合は、別の週等に振り替えるなど、活動日、活動時間は週・月または年間を通して調整する。また、次に示す期間は、学校閉庁期間とし休養日とする。年末年始、お盆の時期
  - (2) 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度まとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えるとともに、指導者自身もリフレッシュできる機会をつくる。
  - (3) 月曜日から金曜日までの朝の始業前の練習も一日の練習として捉える。つまり、朝練のみ実施した場合でも活動日とする。土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合には、生徒のバランスの取れた生活や成長段階を考慮し、無理のない範囲の活動とする。
  - (4) 定期試験1週間前は原則休養日とする。
  - (5) 1日あたりの活動時間は、原則平日については連続2時間程度、週休日については、連続3時間程度とする。ただし、冬場など平日の活動時間が短い場合は、その分、休日等の活動日に振り替えることができる。その結果、休日等の活動は、1日の活動時間がある程度長時間になることも可とするが、週あたりの活動時間が16時間程度となるようにする。
  - (6) 長期休業中の活動時間は、週休日と同様の扱いとし、原則、休養日は、土日に設定することとし、公式大会のみ振替扱いとする。
- \* 4週または5週に一度、各学校が定める書式における活動報告を教頭に提出し、教頭は休養日が目標以下の実施であった部活動について、市教育委員会に報告する。

## (2) けがや事故、熱中症等の防止について

けがや事故を防ぐためには、顧問の技術指導を高めることはもちろんだが、顧問が個々の生徒の発達段階や体力・技術の習得状況等を把握し、生徒にとって無理のない活動となるよう留意することが必要である。また、顧問はその日の環境条件や生徒の体調等を確認するとともに、生徒の体調が優れない場合において、顧問に申告しやすい雰囲気づくりを心がける。

気象情報については、活動前及び活動中にも把握し、安全確保に努める。夏季における活動では、熱中症などの予防対策に努め、活動等の中止や延期、見直し等について適時適切に対応すること。空調設備のある室内以外においては、気象庁が発表する予報で茅ヶ崎市の暑さ指数(WBGT)が31℃以上(気温が35℃以上)の際は原則活動を禁止とする。

また、自校で定めた最終下校時刻を守るとともに、施設・設備の定期的な安全点検を行うなど、生徒の防犯・安全に努める。

## (3) 校外での活動について

校外での活動にあたっては、顧問が、日程、場所、対戦相手、移動方法等について、校長の承認を得て、事前に保護者へ連絡をする。

また、大地震(震度5弱以上)への対応については、平時より顧問・保護者間、保護者同士の間の緊急時の連絡体制を整備し、保護者会等を通じて事前に周知しておく。

校外で活動する場合には、教員もしくは部活動指導協力者が引率するとともに、出発前に生徒に対して事前指導を行い、移動中の事故防止に努め、万一事故が発生した場合には、速やかに必要かつ適切な対応を行う。なお、部活動単位での自転車での移動は行わない。

## 5 体罰等不適切な行為の禁止について

体罰は学校教育法第11条で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反している行為でもあることから校長、顧問及びその他の学校関係者は、部活動の指導における体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を徹底する。

また、管理職の許可なく生徒とメール等のやり取りを行うことは、生徒との適切な距離感を保つ観点から禁止とする。さらに、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等、生徒の人権を侵害する不適切な言動についても、断じて許されない行為であり、それらを行わないための取組を徹底する。

## 6 保護者との連携について

部活動の指導対象は生徒であるが、保護者の理解・協力は欠かせない。そのため部活動を運営するにあたり、年間2回以上の部活動保護者会を実施する。また、定例の保護者会だけでなく、機会を捉えて、保護者や地域の意見を聞いたり、顧問の考えを伝える場を設けたりするなどして、保護者や地域の理解を得るよう努める。

## 7 部活動を理由とする就学指定校変更について【新中学1年生対象】

茅ヶ崎市では、小学校から1年以上続けてきたスポーツの部活動が、学区の中学校にならない場合に限り、自宅から最も通学距離の近い中学校へ就学指定校の変更を行うことができる。

ただし、この制度は「この学校の部活動が強い」、「この指導者に教わりたい」などの理由により、自由に学校を選択できるものではない。

なお、この手続きができるのは新入学時のみで、中学校に入学してからの手続きはできない。対象者は、茅ヶ崎市在住で茅ヶ崎市立中学校に入学予定の小学6年生で、中学校入学前に、原則として1年以上そのスポーツにおいてチーム等団体に所属し、継続して行っている必要がある。柔道や硬式テニス等、茅ヶ崎市立中学校に部活動として設けられていないスポーツは、就学指定校変更の対象とはならない。